

株 主 各 位

第14回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

第14期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

- ① 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

UTグループ株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイト（<https://www.ut-g.co.jp/ir/library/meeting/>）に掲
載することにより、株主の皆様提供したものとみなされる情報です。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を決議しております。取締役会は、内部統制システムの不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループ全体に影響を及ぼす経営業務執行上の重要な事項については、取締役会において決定する。代表取締役は、会社の業務執行状況及び重要と認められる事項について取締役会に報告する。また、取締役の業務執行に関する監督機能を維持強化するため、社外取締役を選任する。
- ② 取締役会の諮問機関として、コンプライアンス担当部署を管掌する部門の責任者を議長とし、社外弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置し、当社及び当社グループにおけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議、法令遵守及び公正な職務執行を確保するための必要事項の検討並びに法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行う。
- ③ 「UTグループ行動指針」及び「UTグループコンプライアンス行動規範」において、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを規定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。
- ④ コンプライアンス推進については、「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定し、当社及び当社グループの役員及び従業員が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- ⑤ 内部通報制度を設け、組織的又は個人的な法令違反行為ないし不正行為等に関する相談又は通報の適切な処理の仕組みにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の機動性の向上を図る。

- ⑥ 内部監査室を設置し、経営組織の整備状況、業務運営の準拠性、有効性及び効率性を検討、評価、報告することにより、内部統制の維持・改善を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、法令並びに「文書管理規程」及び「取締役会規程」に基づき、取締役会の議事録とそれらの資料等の適切な保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理や保存期間等については、「情報セキュリティ管理規程」及び「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、情報の保存及び管理体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社及び当社グループにおける管理すべきリスクの種類を把握し、そのリスクの管理・評価を行い、リスク発生の未然防止を図るとともに、リスクが発生した場合の損失の最小化並びに再発防止策の策定を行う。
- ② 有事においては、被害を最小限にすることを目的とした「有事対応に関する規程」に準じて迅速かつ適切に対処する。また、代表取締役を本部長とする緊急対策本部が統括して危機管理にあたることとする。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行う。なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期は1年とする。
- ② 当社は、「取締役会規程」において、取締役会の決議事項及び報告事項を明確にするるとともに、「職務権限規程」において、業務執行に関する各組織や各職位の責任と権限を明確にする。
- ③ 当社は、取締役の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲することで、経営監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会の実効性を向上させることを目的として執行役員制度を導入する。
- ④ 当社は、代表取締役を議長とし、常勤取締役及び執行役員で構成する経営会議におい

て、業務執行上の重要な事項について審議する。

(5) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの企業価値を最大化する観点から、子会社に対し、適切に株主権を行使するとともに、「関係会社管理規程」に則り、子会社に対し、経営状況、業務執行状況及び、財務状況に関する定期的な報告を受け、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われているか経営会議において確認する。
- ② 子会社の経営については、当社執行役員が兼務する当社グループ会社の取締役又は当社が選任した当社グループ会社の取締役が当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。孫会社の経営管理は、原則として、子会社を通じて行う。
- ③ U Tグループコンプライアンス・リスク管理会議は、当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進し、当社の内部監査室が、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき法令や定款、社内規程等への適合等の観点から、子会社の監査を実施する。
- ④ 「U Tグループ行動指針」、「U Tグループコンプライアンス行動規範」及び「U Tグループコンプライアンス・マニュアル」を当社グループへ適用し、法令や社会的規範及び社内規程等のルールを遵守して適正な行動をとることを周知する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会において決議を行ったうえで、監査役より要請があった場合、必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、使用人は監査役専属で補助業務を行う。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役の同意を得ることとする。
- ② 取締役には、補助使用者に対する指揮命令権がないこととし、補助使用者は、監査役の指揮命令に従うこととする。
- ③ 補助使用者の懲戒処分については、監査役の同意を得ることとする。

(7) 当社及び子会社からなる企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役へ報告をするための体制

- ① 常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及びUTグループコンプライアンス・リスク管理会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める。
- ② 監査役は、監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。
- ③ 監査役は、子会社の役員及び従業員に対して業務執行に関する報告を求めることができ、報告を求められた子会社の役員及び従業員は速やかにこれに応じることとし、その点について子会社の役員及び従業員に周知する。子会社の役員及び従業員は、法令違反やその可能性を発見した場合には、速やかに監査役に報告をする。
- ④ 当社及びグループ会社共通の内部通報制度の情報について、担当部署は監査役へ定期的に報告を行う。
- ⑤ 監査役へ報告した者に対しては、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知する。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
取締役は、監査役による監査に協力し、監査に要する諸費用については、監査の実行を担保するべく予算を確保する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査役は、代表取締役及び会計監査人並びに当社の内部監査室長と定期的に意見交換を実施する。
- ① 監査役は、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行う。監査役は、取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べる。
 - ② 監査役は、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行う。

- ③ 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めるほか、代表取締役と定期的な面談を行う。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する各種規程を定めるとともに、情報開示に関する担当役員を置き、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 監査役は、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき財務報告内部統制に関する監査を実施する。
- ③ 監査役は、財務報告内部統制が重大なリスクに対応していないと判断した場合には、必要に応じ監査役会における審議を経て、その旨を財務担当役員に対して適時かつ適切に指摘し、必要な改善を求める。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制の一環として、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制を以下のとおりとする。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とし、すべての役員及び社員等に対して、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人や団体の利用、これらへの資金提供や協力、加担などの一切の交流・関わりをもつことを禁止する。

② 反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 反社会的勢力との関係を遮断することを「UTグループコンプライアンス・マニュアル」に定め、当社グループの役員及び従業員が遵守することを周知する。

ロ. 当社及び当社グループ会社は、「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力調査・排除に関する細則」において、当社及び当社グループの締結する契約、その他あらゆる活動から反社会的勢力を排除するために必要な措置等について定める。

ハ. 反社会的勢力から接触を受けた等の場合は、担当部署が警察、弁護士と連携して対処する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における「内部統制システムの基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、法令、社会的規範及び社内規程等を遵守し、グループ全社の役員及び社員等が適正な行動をとることを目的として「UTグループ行動指針」「UTグループコンプライアンス行動規範」「UTグループコンプライアンス・マニュアル」を制定しております。グループ全社の役員及び社員等が、日常の業務を遂行する過程で遵守すべき行動基準を定め、グループ全社のコンプライアンス体制、法令遵守及びコンプライアンス規範について、周知・徹底を図っております。
- ② 当社は、当社グループ全社におけるコンプライアンスに関する方針、活動実施計画に関する審議及び法令・社内ルール違反行為に関する調査と再発防止策の策定を行うことを目的として、社外の弁護士も参加するUTグループコンプライアンス・リスク管理会議を設置しており、当事業年度において12回開催しております。会議では、コンプライアンス違反の事案共有及び再発防止のための対応策について議論しております。
- ③ 当社は、年に1回、当社グループ会社の役員及び社員等を対象に、「コンプライアンス研修」を実施し、コンプライアンスに対する意識強化を図っております。
- ④ 当社は、内部通報制度として、当社グループ全社を対象とした相談・通報窓口を社内及び社外に設置し、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見と自浄作用の機動性向上を図っております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、UTグループコンプライアンス・リスク管理会議において、当社グループ全社におけるリスクの種類を把握し、リスクレベルの分類を行い、重要なリスクを優先して対応策を協議しております。また、リスクが発生した場合は、リスク最小化へ向けた方策及び再発防止策の策定を行っております。
- ② リスクの顕在化及び災害発生等の有事の場合は「有事対応に関する規程」「事業継続計画（BCP）に関する規程」「初動対応に関する要領」に従い対応することとしております。

- ③ 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する行動規範を示し、高い情報セキュリティレベルを確保することを目的として「情報セキュリティ管理規程」を制定し、管理体制を強化しております。また、グループ全社の役員及び社員等が、情報セキュリティに対する意識を向上・統一させることを目的として「UTグループ情報セキュリティマニュアル」を制定し、意識強化を図っております。適宜状況の変化に合わせてマニュアルを改定も行い、社内ネットワークの整備や記録媒体の使用制限を設ける等、情報漏えいの防止に努めております。
- ④ 個人情報保護については、個人情報の適切な保護を目的とした「個人情報管理規程」及び特定個人情報等の適切な取扱いを確保することを目的とした「特定個人情報等取扱規程」を制定しております。また、コンプライアンス研修等において個人情報に対する意識強化を図っております。

(3) グループ管理体制

- ① 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」を制定し、当社の子会社に対する諸手続き及び管理体制について定め、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成しております。
- ② 当社執行役員は、当社グループ会社の取締役を兼務し、当社グループ方針に基づく子会社の事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とすることなどにより、子会社の経営管理を行っております。
- ③ 当社は、年間スケジュールに基づき開催される経営会議において子会社の代表取締役から経営状況等の報告を受けるなど、子会社の現況を把握する体制をとっております。なお、当事業年度につきましては、経営会議を30回開催しております。

(4) 取締役の職務執行

- ① 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。法令や定款に定められた事項や経営上重要な事項について多面的に検討し、決定するとともに、月次の業績評価を行い、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 当社は、取締役6名のうち社外取締役を3名選任し、取締役会による取締役の職務執行

の監督機能の強化を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を19回開催しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 当社は、「監査役会規程」に基づき、監査役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役及び執行役員の業務執行の監査を行っております。なお、当事業年度につきましては、監査役会を13回開催しております。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて適宜意見を述べるとともに、法令、定款、監査役監査基準等の社内規程及び監査計画に基づき監査を行っております。
- ③ 監査役は、監査法人及び内部監査室との情報交換を定期的に行い、連携を深めているほか、代表取締役との定期的な面談を行っております。

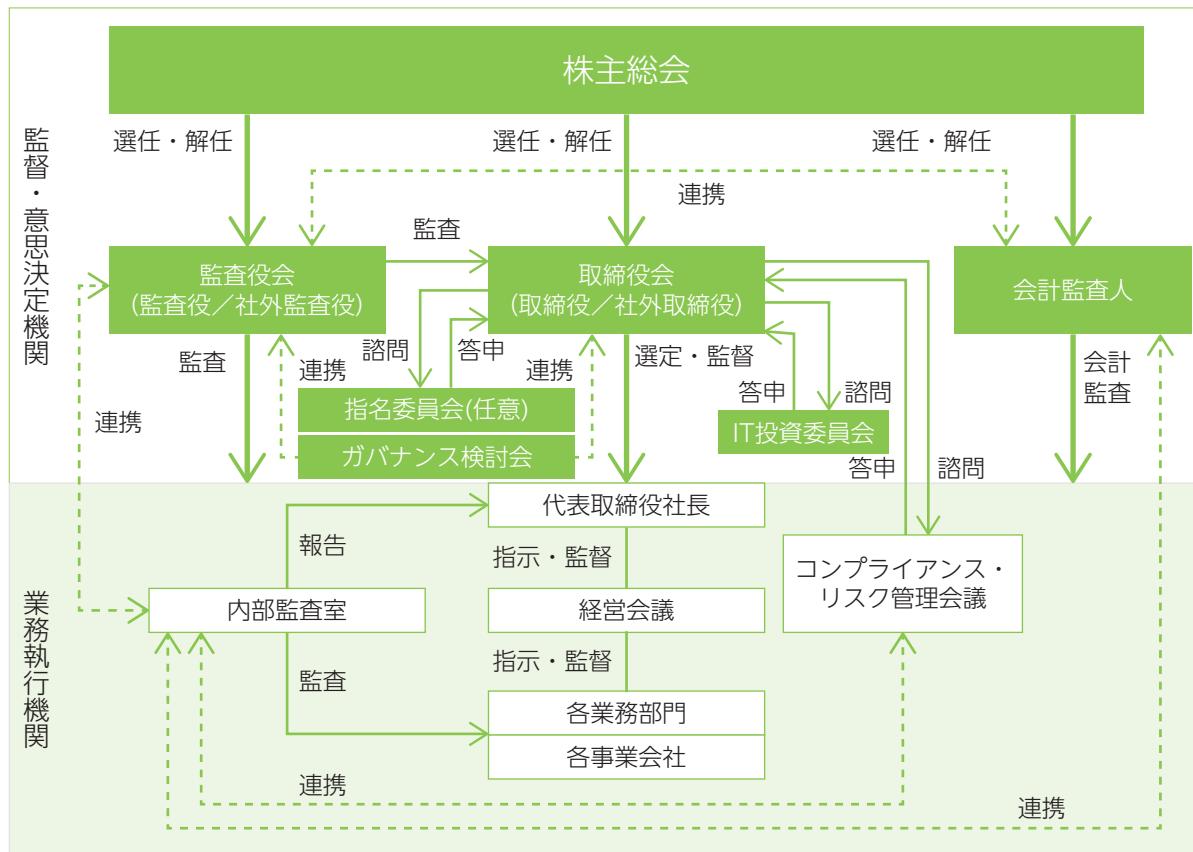
(6) 内部監査の実施

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するとともに、監査結果を監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し報告しております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス強化への取組み

1. 当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要事項の一つとして位置付け、継続的な強化を図るため、2021年3月29日開催の取締役会決議により、「コーポレート・ガバナンス基本方針」を新設（2021年4月1日施行）し、当社ウェブサイトにて公表しております。また、同方針に基づくコーポレート・ガバナンスの実効性に関する方針として、同日付で「コンプライアンス基本方針」「リスクマネジメント基本方針」「情報セキュリティ基本方針」を新設しております。
2. 当社は、取締役6名のうち、独立社外取締役を3名選任し、取締役会の独立性と経営の透明性及び客観性を高め、経営の監督機能を強化するとともに、経営と執行の分離を図り、コーポレート・ガバナンスの維持向上に努めております。また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を執行役員に委譲し、各執行役員の責任範囲を明確にすることで、経営監督機能と業務執行機能をより一層強化するため、執行役員制度を導入しております。
3. 当社は、監査役による監査体制により、経営の監督を強化・充実することが十分に可能であると考え、従来の監査役制度を継続しております。監査役4名のうち、独立社外監査役を3名選任し、客観的かつ公正な立場で適宜検証を行っており、コーポレート・ガバナンス強化に寄与しているものと考えております。
4. 当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名に関する手続きの透明性及び客観性を確保するとともに、取締役会の説明責任を強化することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会を設置しております。社外の弁護士を委員長とする指名委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に貢献し得る人物を指名し、取締役会へ付議することとしております。

〈コーポレート・ガバナンス体制図〉



連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	686	422	13,791	△0	14,900
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,299		4,299
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△83			△83
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	△83	4,299	△0	4,216
当連結会計年度末残高	686	338	18,091	△0	19,116

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	-	-	△5	△5	-	129	15,023
当連結会計年度変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,299
自己株式の取得							△0
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							△83
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	0	△28	5	△22	602	378	958
当連結会計年度変動額合計	0	△28	5	△22	602	378	5,174
当連結会計年度末残高	0	△28	-	△28	602	507	20,198

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 18社
- ・主要な連結子会社の名称 UTエイム株式会社
- ・連結の範囲の変更

以下の9社を新たに連結子会社としております。

株式取得：東芝オフィスメイト株式会社
T B L S サービス株式会社
東芝情報システムプロダクツ株式会社
水戸エンジニアリングサービス株式会社
Green Speed Joint Stock Company
Green Speed Co., Ltd.
Hoang Nhan Company Limited
株式会社シーケルホールディングス
株式会社シーケル

以下の3社は当連結会計年度において、社名変更しております。

UT東芝株式会社（旧社名：東芝オフィスメイト株式会社）
UTビジネスサービス株式会社（旧社名：T B L S サービス株式会社）
UTシステムプロダクツ株式会社（旧社名：東芝情報システムプロダクツ株式会社）

以下の3社を連結の範囲から除外しております。

合 併：UTグローバル株式会社
UTビジネスサービス株式会社
清 算：UTエージェント株式会社

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 UT-JHL Vietnam Domestic Manpower Supply Joint Stock Company
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 4社
- ・主要な会社等の名称 株式会社スリーエム
- ・持分法の適用の範囲の変更
以下の4社を新たに持分法適用関連会社としております。

株式取得：株式会社スリーエム
株式会社スリーエム中部
株式会社スリーエム東海
株式会社スリーエムスタッフ

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 UT-JHL Vietnam Domestic Manpower Supply Joint Stock Company
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Green Speed Joint Stock Company、Green Speed Co., Ltd. 及びHoang Nhan Company Limitedの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券
時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

・商品及び製品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

・原材料及び貯蔵品

主として、移動平均法による原価法を採用しております。
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～15年

その他 2～10年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する金額を計上しております。

2. 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度から区分掲記しております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計上基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計上基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 4,005百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する

当社グループは、のれんについて、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。のれんの回収可能性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、翌連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 352百万円

(2) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,859百万円
借入実行残高	107
差引額	1,752

(3) 財務制限条項

当社の一部の借入金1,201百万円(1年内返済予定の長期借入金を含む)について、純資産及び利益等に関する一定の条件の財務制限条項が付されております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	40,363,067株	－株	－株	40,363,067株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	117株	37株	－株	154株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はございません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,663	66.00	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当32.00円、特別配当34.00円となります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金を銀行借入により調達しております。

運用に関しましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクは、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、取引関係を維持することを目的として保有するものであります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、短期・長期ともに、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための通貨スワップ取引及び変動金利の借入金に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。）。

(単位：百万円)

勘定科目	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	25,266	25,266	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,762	16,762	—
(3) 投資有価証券	1	1	—
資産合計	42,031	42,031	—
(1) 短期借入金	191	191	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	11,491	11,476	△15
(3) リース債務（※1）	39	41	2
(4) デリバティブ取引（※2）	△13	△13	—
負債合計	11,710	11,697	△12

（※1）流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、及び (3) リース債務

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(4)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元金利の合計額を、同様の借入を行った場合に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(2)参照)。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表上計上額 (百万円)
非上場株式等	880

非上場株式等は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難であります。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	191	—	—	—	—	—
長期借入金	2,328	2,138	2,078	1,901	900	2,145
リース債務	9	9	8	6	4	—
合計	2,529	2,148	2,086	1,907	904	2,145

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 472円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 106円53銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、株式会社プログレスグループの全株式を取得することを決議いたしました。なお、本件株式取得に伴い、株式会社プログレスグループの子会社である株式会社プログレスが当社の孫会社になります。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社プログレスグループ
事業の内容	子会社の経営管理、不動産賃貸業

被取得企業の子会社の名称及びその事業の内容

被取得企業の子会社の名称	株式会社プログレス
事業の内容	人材派遣・請負事業

② 企業結合を行う主な理由

株式会社プログレスグループの傘下にある株式会社プログレスは、愛知県を中心に岐阜県、三重県、長野県、茨城県に事業拠点を構え、自動車及び自動車部品、電子部品、ゴム製品などの製造業を中心とした人材派遣事業等を行う企業であります。日本人及び日系外国人併せて約1,100名の派遣社員が在籍し、地域の人材需要に対し、高品質なサービスを提供しております。

愛知県を中心とする東海地方は、自動車産業を筆頭に大手製造業が集積する地域産業の中心地となっております。当社グループにおいては、UTエイム株式会社を中心に、大手製造業の顧客企業と強固な関係性を構築しております。この当社グループの地域における事業基盤に、株式会社プログレスが加わり、各社が保有する営業基盤や顧客基盤、採用基盤を活用した事業展開を行うことで、地域内でのさらなるキャリアプラットフォームの深化、拡大が可能となることから、当社にとって一層の企業価値向上に資すると判断し、同社の株式を100%所有する株式会社プログレスグループの株式を取得することを決議し、取得いたしました。

③ 企業結合日

2021年5月27日

- ④ 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
変更はありません。
- ⑥ 取得する議決権比率
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得するためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	3,085百万円
<hr/>		
取得原価		3,085百万円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(4) 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(5) 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

9. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について

(1) 取引の概要

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E-S-O-P）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、あらかじめ当社及び当社グループ会社が定めた株式給付規程に基づき、当社及び当社グループ会社の従業員が退職した場合等に当該対象者に対し当社株式を給付する仕組みであります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額 当連結会計年度 1,046百万円

② 当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か

信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しておりません。

③ 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数 当連結会計年度 2,919,700株

期中平均株式数 当連結会計年度 3,054,652株

④ ③の株式数を1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か

期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めておりません。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	686	235	235	75	8,712	8,788	△0	9,710
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					6,551	6,551		6,551
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	6,551	6,551	△0	6,550
当 期 末 残 高	686	235	235	75	15,263	15,339	△0	16,261

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	-	9,710
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		6,551
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	602	602
当 期 変 動 額 合 計	602	7,153
当 期 末 残 高	602	16,864

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

その他 3～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に対応する金額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引は、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。通貨スワップ取引は、振当処理の要件を満たしているため振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ取引、通貨スワップ取引

ヘッジ対象 借入金利息、外貨建貸付金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行い、また、外貨建貸付金の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、通貨スワップ取引については、ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、相場変動を相殺するものと想定することができるため、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、営業外費用の「その他」に含めていた「為替差損」は金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 11,386百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は関係会社株式について、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識を行います。回復可能性は、事業計画を基礎として判定しているため、不確実性を伴います。事業計画で使用されている見積り及び仮定は適切であると判断しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合には、翌事業年度において評価損が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 149百万円

(2) 偶発債務

関係会社の現地金融機関からの借入契約のために、当社の依頼により金融機関が発行したスタンドバイ信用状（L/C）に係る債務残高

Green Speed Co., Ltd. 283百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権 3,510百万円

② 短期金銭債務 217百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 11,451百万円

② 営業費用 30百万円

③ 営業取引以外の取引高(収益) 3百万円

④ 営業取引以外の取引高(費用) 25百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	117株	37株	－株	154株

(注) 自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	72百万円
賞与引当金	102
資産除去債務	26
その他	51
繰延税金資産小計	253
評価性引当額	77
繰延税金資産合計	175
繰延税金資産の純額	175

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	U T エイム株式会社	東京都品川区	500	マニファクチャリング事業	所有直接100.0	経営指導・業務委託資金の貸付・借入 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・業務委託料(注) 1	3,261	売掛金	908
							受取配当金(注) 2	4,980	—	—
							資金の回収(注) 4	400	関係会社短期貸付金	—
							利息の受取(注) 4	0	未収利息	—
							資金の借入(注) 3	—	関係会社短期借入金	707
							資金の返済(注) 5	1,200		
							利息の支払(注) 3、5	13	未払利息	2

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	UTコミュニ ニティ株式 会社	大阪府 大阪市	10	マニユファ クチャリン グ事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	-	関係会 社 短期借入金	0
							資金の返済 (注) 5	650		
							利息の支払 (注) 3、5	2	未払利息	-
子会社	UTパベッ ク株式会社	大阪府 守口市	20	ソリューシ ョン事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	経営指導料・ 業務委託料 (注) 1	458	売 掛 金	135
							受取配当金 (注) 2	700	-	-
子会社	UTテクノ ロジー株式 会社	東京都 品川区	45	エンジニア リング事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	-	関係会 社 短期借入金	310
							資金の返済 (注) 5	200		
							利息の支払 (注) 3、5	3	未払利息	-
子会社	UTコンス トラクショ ン株式会社	東京都 品川区	40	エンジニア リング事業	所有 直接 100.0	経営指導・ 業務委託 資金の借入 人員の出向 役員の兼任	資金の借入 (注) 3	-	関係会 社 短期借入金	389
							利息の支払 (注) 3、5	1	未払利息	-

上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導・業務委託の取り決めについては、業務内容を勘案の上、契約により決定しております。
2. 配当金の受取額については、剰余金の分配可能額を基礎とし、合理的に決定しております。
 3. 資金の借入は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載は省略しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
 5. 資金の借入については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	若山 陽一	More Jobs Better Livers公益財団法人	所有 直接 22.37	当社代表 取締役社長	寄付 (注) 1	60	—	—
					新株予約権の付与 (注) 2	471	新株予約権	471
役員	渡邊 祐治	—	所有 直接 0.12	当社取締役	新株予約権の付与 (注) 2	26	新株予約権	26
役員	外村 学	—	所有 直接 0.00	当社取締役	新株予約権の付与 (注) 2	10	新株予約権	10

上記金額のうち取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当該財団への寄付金拠出額については、取締役会の承認に基づき決定しております。

2. 新株予約権の付与取引は、2020年5月20日に発行決議がなされた第8回新株予約権の権利付与によるものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 402円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 162円30銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

取得による企業結合

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

11. 追加情報

受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株権を交付する取引について

「連結注記表 9. 追加情報」をご参照ください。